

# 神戸市立桜の宮小学校いじめ防止等のための基本的な方針

はじめに

桜の宮小学校は、教職員・保護者・地域が一体となって、いじめの問題に取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針（以下「桜の宮小学校基本方針」という。）を策定します。

平成31年4月 神戸市立桜の宮小学校

## 1. いじめの防止等のための対策の基本的な姿勢

本校は、桜の宮小学校基本方針に基づき、保護者・地域と連携しながらいじめの問題の根本的な解決に向けて取組を進めていきます。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、神戸市いじめ指導三原則「**するを許さず、されるを責めず 第三者なし**」を核とした指導を行います。

### 神戸市いじめ指導三原則

#### ・ するを許さず

いじめはその人の将来にわたってまで内面を深く傷つけ、健全な成長に影響を及ぼす重大な人権問題である。そのような卑劣な行為は人間として絶対に許されるものではない。

#### ・ されるを責めず

いじめられている子供にもそれなりの理由があるという考え方は徹底して一掃しなければならぬ。いじめはだれよりいじめる子供に非があるのであり、いじめられる子供の責めに帰することは断じてあってはならない。

#### ・ 第三者なし

いじめをはやしたてたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。いじめに関する正しい認識を子供たちにもたせ、いじめを見たら見捨てておけないという正義感とおもいやりある子供たちを育てなければならない。

## 2. いじめの定義

『いじめ』とは、本校に在籍する児童に対して、本校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3. 教職員の姿勢

- ・ 児童一人ひとりが、自分の居場所を感じられるような学級経営に努めるとともに、児童一人ひとりの信頼関係作りに努めます。
- ・ 分かる授業、命を大切にする授業の創造や児童一人ひとりが活躍できる活動・行事等を通じて、児童の自尊感情や自己有用感、自己効力感を高めます。
- ・ 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- ・ いじめの兆候を見逃さないようにアンテナを高く・広く保ち、教職員相互が積極的に児童の情報を交換し、その情報の共有に努めます。

- ・ふざけあいであっても、その背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、対応します。
- ・児童の表情や行動の変化に気を配り、いじめが疑われる段階から対応します。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を様々な場面で児童に示します。
- ・いじめの問題を教職員一人で抱え込まず、管理職や生徒指導係をはじめ、全職員に報告し、組織的に対応します。
- ・保護者や地域の方々からの情報を受け入れる姿勢を大切にします。

#### 4. 校内いじめ問題対策委員会

##### (1) 校内いじめ問題対策委員会の設置

本校は、校長、教頭、担任・専科、生徒指導係、養護教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の参加による校内いじめ問題対策委員会を設置します。

##### (2) 校内いじめ問題対策委員会の役割

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない学級・学校作りに向けた取組を協議します。
- ・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発を行います。
- ・いじめの相談があった場合には、当該担任等に加え、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応等について協議します。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取扱に十分注意しながら、本校の教職員が共有するようにします。
- ・いじめの問題に関する本校教職員の理解と実践力を高めるための研修を計画的に行います。
- ・本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行います。

#### 5. いじめの未然防止

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、年間を通して予防的な取組を計画・実施します。

##### (1) 思いやりの心をはぐくむ教育

- ・授業を始め、道徳教育や学級活動等教育活動全般を通し、児童理解を深めます。そして、一人一人がもてるやさしさや思いやりを発揮できる、あたたかく、和やかな雰囲気にもまれる学級作りに努めます。

##### (2) 温かい人間関係に支えられた集団作り

- ・全ての教育活動を通して、コミュニケーション力の育成を図り、「自分を理解する」「自分を表現する」「仲間を理解して受け入れ、信頼関係を築く」等、子供たちが健やかな人間関係を築く力の育成に努めます。
- ・仲間同士で認め合い、支え合う関係を深め、自尊感情を高め、居場所があるあたたかい集団作りを進めます。
- ・体験活動や係活動、縦割り活動(さくらっ子タイム・ペア学年・校外児童会)等の自主的活動、清掃活動等の奉仕活動を積極的に推進します。その中で、友達を受け入れたり、我慢したり、友達と協力して課題を解決する体験を通して、友達との関係を深めていきます。

### (3) 規範意識を高め、自浄力のある児童集団の育成

- ・全ての教育活動の中で、ルールやきまりを守ることの大切さを指導し、規範意識を高めます。
- ・子供たちが、学級活動や児童会活動等の中で、いじめに関する課題に主体的に向き合う機会を設け、「いじめ」をしない、許さないという人間性豊かな心を育てていきます。そして、「いじめを許さない学級・学校」を実現していきます。
- ・嫌がらせ、いじわる等の暴力の伴わないものであっても「いじめ」であること、それを何度も繰り返したり、集中的に行われたりすることで、生命や身体に重大な危険を生じさせうることを指導します。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、教職員や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導します。その際、周りに知らせることは正しいことであることを、合わせて指導します。

## 6. いじめの早期発見

いじめは、早期発見をすることが早期解決につながります。そのために、日頃から児童との信頼関係の構築と見守り、保護者との連携に努めます。

### (1) 信頼関係の構築

- ・日常の教育活動全体を通じ、児童が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制作りに努めます。その上で担任を中心として深い信頼関係を築きます。

### (2) 児童理解

- ・平素から児童の交友関係など生活実態をきめ細かく把握し、一人ひとりの表情の変化やいじめのサインを見逃さないように注意します。
- ・定期的にアンケートを実施し、いじめ早期発見に向けて積極的に取り組みます。

### (3) 相談体制の充実

- ・養護教員やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと効果的に連携し、児童の悩みを受け止める機会を設定します。

### (4) 校外相談機関との連携

- ・教育相談指導室やいじめ・体罰・子ども安全ホットライン(24時間電話相談)など、校外の相談機関の機能や利用の仕方を児童や保護者に周知します。

## 7. いじめへの早期対応

いじめの兆候に気づいたときには、問題を軽視することなく早期に事実関係の把握を行い対応します。また、けんかや悪ふざけであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を調査し、いじめられたと感じている児童の気持ちに寄り添います。

### (1) いじめの事実関係の把握

- ・いじめられている児童や保護者からの訴えや状況、気持ちを十分に聴き取り、不安を取り除き、共感的に受け止めます。その際、最後まで守り抜くことを伝えます。
- ・関係児童双方、周囲の児童から個々に事情を聴き取り、関係教職員で情報共有し、組織的に対応します。

## (2) いじめの指導

- ・いじめた児童には、自らの言動が相手を傷つけたことやいじめられる側の気持ちに気づかせます。
- ・関係児童の問題にとどめず、関係児童のプライバシーに十分注意した上で、学級及び学年、学校の問題としてとらえ、再発防止を含め、解消を目指した取組を進めます。
- ・児童、保護者には適時、適切な方法で経過や今後の指導方針、相談体制等を伝えます。
- ・状況に応じて教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンター等の関係機関と連携して解決に当たります。
- ・いじめが一時的に「解消している」状態に至った場合でも、関係児童と保護者に対しての支援を継続していきます。

## 8. 特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援学級に在籍する児童、もしくは、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に特に配慮します。海外からの帰国児童、外国にルーツのある児童、LGBTに係る児童、災害や事故により被災した児童および避難している児童、特別な事情により児童養護施設などで生活している児童について正しい理解を深めていくための対応ができるよう支援します。

また、いじめを許さぬ豊かな心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学級と通常学級との交流及び共同学習を積極的に進めます。

## 9. インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

### (1) 未然防止

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の情報を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童、保護者、地域への啓発に努めます。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルール作りについて保護者に協力を依頼します。

### (2) 早期対応

- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、保護者と連携し、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応します。
- ・児童には、インターネットやソーシャルメディア上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを指導します。

## 10. 保護者・地域との連携

- ・PTAやふれあい懇話会等、保護者や地域と連携し、朝のあいさつ運動、登下校時の見守り活動、いじめ防止キャンペーン等に取り組み、児童の様子を積極的に見守ります。
- ・PTAや地域の会合等で、学校がいじめの問題への取り組みについて情報を発信する等、地域ぐるみでいじめの問題に取り組みます。
- ・保育所・幼稚園・認定こども園等、そして特別支援学校、中学校間の連携により、児童の情報を引き継ぎ、いじめに対する指導体制、指導内容の共有に努めます。

## 11. 関係機関との連携

学校の指導だけで十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(警察、少年サポートセンター、児童相談所、医療機関、法務局等)との適切な連携が必要であり、平素から、関係機関と連携する体制を構築しておきます。

## 12. 重大事態への対処

### (1) 重大事態の報告と調査

- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し調査委員会に速やかに提出します。
- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時、適切な方法で説明します。

## 13. その他

本校は、校内いじめ問題対策委員会によって、適宜桜の宮小学校基本方針を見直し、必要があると認められるときは改訂します。